福 観 協 第号年月日

様

公益社団法人 福山観光コンベンション協会 会 長

コンベンション助成金交付決定通知書

年月日付で申請のあった助成金の交付については、次の通り決定したので、コンベンション 助成金交付要綱第9条の規定により、通知します。

コンベンション名称	
助成金交付予定額	開催助成金円
	シャトルバス助成金
	プレ・ポストプログラムバス助成金 円
	国際会議助成金 円
	合計
交 付 条 件	(1) この助成金は、コンベンション助成金交付要綱に基づくもので、
	この目的以外に使用してはなりません。
	(2) 次の各号の一に該当するときは、速やかに会長の承認または指示を
	受けなければなりません。
	ア 事業を中止するとき
	イ 助成金交付を取り下げるとき
	ウ 事業内容を変更するとき
	(3) 助成事業が完了したときは、終了後1カ月以内に開催助成金、
	交付実績報告書(兼)請求書、収支決算書、参加者宿泊確認書を
	提出してください。
	(4) コンベンション助成金交付要綱に違反した場合は交付の決定を取消、
	助成金の返還を求めます。